

宮崎県盛土等情報管理システム構築業務委託
企画提案競技実施要領

令和 7 年 7 月

宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課

1 趣旨

本要綱は、宮崎県盛土等情報管理システム構築業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

宮崎県盛土等情報管理システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「宮崎県盛土等情報管理システム構築業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

(4) 予算上限額 41,129,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は委託事業完了後の精算払いを予定している。

4 事務を担当する部局

宮崎県環境森林部・農政水産部・県土整備部共管盛土対策課盛土規制担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-33-9263 FAX：0985-33-9272

電子メール：morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 契約書案

(2) 配布場所 本要領4の場所

(3) 配布期間 令和7年 7月 7日（月）から令和7年 8月21日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（募集・お知らせ）からダウンロードができる。【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当課まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。

(2) 要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 上記（1）に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。
- ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）
電話：0985-26-7208
- イ 申請書類の受付期間
令和7年8月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

7 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 公 告 | 令和7年 7月 7日（月） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和7年 8月 4日（月） |
| (3) 質 問 書 受 付 期 限 | 令和7年 8月 4日（月） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年 8月21日（木） |
| (5) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年 8月25日（月）予定 |
| (6) 審 査 結 果 通 知 | 令和7年 8月29日（金） |

8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領4の場所
- (2) 提出期限 令和7年 8月 4日（月）午後5時まで（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出書類
- ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- イ （代理人を選定した場合）委任状（様式第2号）
- (5) その他
- ア 電子メール又はファクシミリで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
- イ 郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込書を受け付けた場合には、本要領4の担当課から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合には本要領4の担当課に問い合わせること。
（令和7年 8月 4日（月）に参加申込書を提出した者は、当日中に本要領4の担当課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）
- ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を以下により提出すること。

（ア）提出方法は電子メール（アドレス：morido-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp）とすること。

（イ）件名は「宮崎県盛土等情報管理システム構築業務」とすること。

イ 受付期限

令和7年 8月 4日（月）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日祝日を除く原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書

ア 審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

イ A4判の大きさと作成し、20ページ以内にまとめること。拡大の必要があれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付）

オ 通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本委託業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には仕様書「4 業務内容」の項目ごとに積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(3) その他の書類

以下の資料をそれぞれ1部提出すること。

① 受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数がわかるようにすること。

② 業務スケジュール

想定している業務スケジュールをわかりやすく示すこと。

③ 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

④ その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、7部提出すること）。

(4) 提出期限

令和7年 8月21日（木）午後5時まで

※本要領4の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

11 審査

審査は「宮崎県盛土等情報管理システム構築業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は書類審査に加えて、プレゼンテーションによる審査（対面又はWeb会議）を実施する。

なお、システムに関する提案の際は、実際の画面や操作を交えながら、実施するのが望ましい。

(1) 審査

ア 内容

企画提案競技参加者より提出された企画提案書等について、委員会が書類審査を行い、提案内容が最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者の場合、審査の結果総合計点 360 点以上（60 点×6名）であれば、委託業者として決定する。

イ 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり。

ウ 選定期間

令和7年 8月25日（月）実施予定

エ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

12 契約

受託候補者と県は、採択された企画提案書、提案時に受託候補者から聴取した見積書が契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は本要領6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、連絡先若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (5) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。